

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

綾部市企画総務部企画政策課

1 趣旨・目的

この要領は、綾部市ふるさと納税事務代行業務委託の公募型プロポーザル方式による委託先の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

綾部市は、ふるさと納税を通じて、綾部市を応援していただける方々を募るとともに、綾部市の魅力発信及び地域産業の活性化を図っているところである。

今後、ふるさと納税の利用拡大を図る上で、魅力あふれる返礼品のさらなる拡充、ふるさと納税ポータルサイトの活用による発信力強化、返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援などが求められている。

このため、ふるさと納税に関する事務を、事業者等に委託することで、綾部市の地域の魅力を十分に理解した PR や返礼品企画開発、また、返礼品提供事業者の支援体制の構築など、ふるさと納税制度を通じた地域産業の活性化を目指すものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 綾部市ふるさと納税事務代行業務
- (2) 業務内容 「綾部市ふるさと納税事務代行業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降の契約更新等については、本契約に係る業務実績等を踏まえ再度協議するものとする。

- (4) 委託料の見積限度額

寄附金額の7%（消費税及び地方消費税を除く。）

※寄附金額には「さとふる」及び「Yahoo!ふるさと納税（Yahoo!JAPAN 直営店を指す。）」経由、ふるさと納税ポータルサイト以外経由（窓口、電話、メール、FAX）の寄附は含めない。

※当該委託料には、返礼品の調達費用及び発送費用、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。

3 提案内容

綾部市ふるさと納税事務代行業務の実施にあたり、以下の項目で企画提案内容を作成すること。

- ①業務実施体制
 - ・会社概要・会社方針
 - ・会社の事業実績
 - ・業務遂行能力
 - ・綾部市への協働・伴走意識
- ②企画提案内容

- ・ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針
- ・返礼品の開拓、開発、管理
- ・返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集
- ・事業者支援（農業生産者や伝統産業分野など小規模事業者へのサポート体制）
- ・仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案
- ・見積金額

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

(1) 地域特性を生かした業務運営能力

本応募の趣旨を十分に踏まえ、綾部市の地域特性を生かしたふるさと納税業務を運営できるものであること。

(2) 過去3年以内の同様業務実績

過去3年以内（令和5年4月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

(3) 地方自治法施行令第167条の4への非該当性

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する競争入札参加資格を有しない者（例：破産者、暴力団員、公金の横領者等）に該当しないこと。

(4) 民事再生法・会社更生法に基づく手続

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(5) 納税状況

国税等の滞納をしている者でないこと。

(6) 指名停止措置

企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、綾部市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(7) 暴力団排除

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体

公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和8年5月8日（金）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和8年5月18日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和8年5月25日（月）	質 問 書 回 答 期 限	ホームページ
令和8年6月1日（月）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和8年6月5日（金）	一 次 審 査 結 果 通 知	郵送（応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ）
令和8年6月5日（金）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和8年6月12日（金）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市役所
令和8年6月23日（火）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送、ホームページ
令和8年6月末	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 質問・回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、綾部市から回答する。

(1) 提出書類

質問書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時【必着】

(3) 提出方法

電子メールによる（※受け付け確認後、電子メールで返信します。）

(4) 提出先

「8 応募書類、（4）提出期限及び方法等、ウ 提出先」と同じ。

(5) 回答方法

提出された質問に対する回答は綾部市ホームページ上に掲示する。個別には回答しない。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

(6) 回答期限

令和8年5月25日（月）

8 応募書類

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

②企画提案書等届出書（様式第2号）

③業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第3号）

④企画提案書（任意様式 A3 版横もしくは A4 版）

⑤価格提案書（任意様式）

- ・宛先は綾部市長とし、提案者の所在地、事業者名、代表者名を記載し、社印を押印すること。
- ・具体的な積算根拠を示し、見積もりにあたっては寄附額あたりのパーセントを記入すること。
- ・ポータルサイト及び寄附1件当たりの寄附額に応じて割合が異なる場合は、それぞれに応じてパーセントを明記すること。
- ・寄附歩合額以外の固定費がある場合には積算内容に記載すること。
- ・実費請求の場合はその旨を記載すること。
- ・見積内容については「2 業務概要、（4）委託料の見積限度額」に示す項目を基本とし、業務委託料の料率を記載すること。（消費税及び地方消費税を除く。）

⑥会社概要書（様式第4号）

- ⑦業務実績書（様式第5号）
- ⑧財務諸表（貸借対照表及び損益計算書の写し）（直近の一事業年度分）
- ⑨登記簿謄本
- ⑩納税証明書（完納証明書：税の未納や滞納がないことを証明するもの）

※いずれも発行日から3か月以内のもの。コピー可

(2) 共同企業体で参加の場合は、以下の書類を追加で提出すること。

- (ア) 共同企業体届出書
- (イ) 共同企業体協定書
- (ウ) 委任状
- (エ) 使用印鑑届

(3) 提出部数

原則、正本1部、副本7部（副本については複写可とする）。詳細は様式第2号「企画提案書等届出書」を参照。

(4) 提出期限及び方法等

ア 提出期限：令和8年6月1日（月）午後5時15分【必着】

イ 提出方法：持参又は郵送による。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

ウ 提出先：

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市企画総務部企画政策課ふるさと納税担当 大東

TEL：0773-42-4214 FAX：0773-42-4406

e-mail：furusato@city.ayabe.lg.jp

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、綾部市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、同条例の規定に従い、適切に取扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 著作権及び知的財産権の帰属

企画提案書等に含まれる著作権、特許権その他の知的財産権は、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 提案者が独自に作成した内容に関する著作権は、提案者に帰属する。

(イ) 企画提案書等に含まれる第三者の著作権・特許権など、日本国の法令に基

づいて保護される権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(ウ) 綾部市は、提案内容を参考に業務を実施する際、提案者の同意を得ずに使用することができるものとする。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が「2 業務概要、(4) 委託料の見積限度額」を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 評価方法等

(1) 評価基準 「13 一次審査及び二次審査の概要」のとおり

(2) 評価方法

一次審査：企画提案書、価格提案書等について、評価基準に基づいて評価する。

二次審査：企画提案書、価格提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間及び場所については、別途通知する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の業務委託料の金額（料率）が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額（料率）も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、以下の基準を満たさない場合は、候補者として選定しない。

【一次審査】総合点が60点未満の場合（100点×60%）

【二次審査】総合点が120点未満の場合（200点×60%）

10 選定

優先交渉権者選定後、二次審査参加者に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を綾部市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 優先交渉権者の名称、総合点
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1 1 その他

- (1) 企画提案書及び価格提案書の提出
 - 1者につき1提案に限る。
- (2) 参加に要する費用
 - 提出書類の作成、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) プレゼンテーションの実施方法
 - プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の差し替え等
 - 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 参加辞退届
 - 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
- (6) 審査結果に対する異議申し立て
 - 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 2 要領等の配布

- (1) 配布方法
 - 綾部市ホームページよりダウンロードもしくは事務局での直接配付
- (2) 配布期間
 - 令和8年5月8日（金）から令和8年6月1日（月）まで
 - ただし、直接配布は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

1 3 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

- (1) 選定方法
 - 応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。応募者が6者未満の場合は、一次審査を実施せず、全応募者を二次審査の対象とする。
- (2) 審査基準

審査項目・配点

審査項目	審査基準の概要	配点
業務実施体制 (40点)	会社概要・会社方針	10点
	会社の事業実績	10点
	業務遂行能力	10点
	綾部市への協働・伴走意識	10点
企画提案内容 (60点)	ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針(※必ず目標額の設定と達成に向けたロードマップ及び具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	20点
	返礼品の開拓、開発、管理	10点
	返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集(※必ず具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	10点
	事業者支援(農業生産者や伝統産業分野など小規模事業者へのサポート体制)	10点
	仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案	10点
合 計		100点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

※通知予定日：令和8年6月5日(金) 発送

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者(応募者が6者未満の場合は全応募者)を二次審査の対象とし、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合

応募者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

(3) 実施日

令和8年6月12日(金)

(4) 時間配分

参加者ごとに40分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション(30分)

② 質疑応答・ヒアリング(10分)

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者及び実際に受託業務に従事する担当者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは綾部市で用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (40点)	会社概要・会社方針	10点
	会社の事業実績	10点
	業務遂行能力	10点
	綾部市への協働・伴走意識	10点
企画提案内容 (160点)	ふるさと納税業務を軸とした総合的視点・実施方針 (※必ず目標額の設定と達成に向けたロードマップ及び具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	45点
	返礼品の開拓、開発、管理	30点
	返礼品等の画像作成、寄附ページデザイン、情報収集 (※必ず具体的な改善策等の提案を盛り込むこと)	20点
	事業者支援（農業生産者や伝統産業分野など小規模事業者へのサポート体制）	20点
	仕様書に示された業務内容に対する代替案・独自提案	30点
	見積金額	15点
合 計		200点

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。またホームページにおいて公表する。

※通知予定日：令和8年6月23日（火）

14 契約の締結

(1) 優先交渉権者との契約交渉

「13 一次審査及び二次審査の概要」により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容の確定

本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と綾部市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1 5 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「1 3 一次審査及び二次審査の概要」により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 「2 業務概要、(4)」の委託料の見積り限度額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

1 6 問合せ先

本プロポーザルに関する詳細については、「8 応募書類、(4) 提出期限及び方法等、ウ 提出先」までお問い合わせください。